

南国市運動部活動ガイドライン

令和6年10月改定

南国市教育委員会

ガイドライン改定の趣旨	1
1 基本方針	2
2 運動部活動	2
3 適切な運営のための体制整備	2
(1)運動部活動の方針の策定等	
(2)指導・運営に係る体制の構築	
4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	3
(1)適切な指導の実施	
(2)部活動用指導手引の普及・活用	
5 適切な休養日等の設定	4
6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	4
7 地域の関係団体等との関わり	5
8 部活動指導員	5
(1)現状と取組	
(2)研修	
(3)今後の考え方	
9 その他	6

ガイドライン改定の趣旨

○運動部活動は（以下「部活動」）は、スポーツ活動に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部の責任者（以下「顧問」）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより本市のスポーツ振興の一端を担ってきた。

○また、生徒がスポーツに親しむだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

○しかし、少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校によっては存続が厳しい部活動があるのも事実である。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革を進める上でより一層厳しくなる。

○一方、将来にわたり生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するためには学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方に関し改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

○これまで南国市教育委員会では、国が示した「部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを」踏まえ、「南国市運動部活動ガイドライン」（平成30年10月）を策定し、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち適切な部活動の実施に取り組んできた。

○そのような中、国は中学校の休日の部活動を段階的に地域クラブ活動に移行する考え方を示し、令和4年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」）を策定した。

○さらに高知県教育委員会は前記の国のガイドライン策定を踏まえ、これまでのものを整理・統合し「高知県部活動ガイドライン」（令和6年4月）を新しく示した。

○以上のような流れを鑑み、南国市教育委員会はこれからの時代が求める部活動を推し進めるべく、より生徒や保護者の観点に立った改革推進のためガイドラインを改定する。

1 基本方針

- 本ガイドラインは、生徒や保護者の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体的取組について示すものである。
- 本ガイドラインは、国が示した「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月)」及び「高知県部活動ガイドライン(令和6年3月)」に則り、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒や保護者にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・南国市の教育指針「6育」を育み、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた健全な心身の成長と日常生活を送ることができるようにすること
 - ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育から生涯学習(生涯スポーツ)へむけて、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・学校や地域とともに運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
- 南国市教育委員会及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。

2 運動部活動

運動部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、運動部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

3 適切な運営のための体制整備

(1)運動部活動の方針の策定等

- ① 南国市教育委員会は、「高知県運動部活動ガイドライン」に則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定、その他、適切な運動部活動の取組みに関する「南国市運動部活動ガイドライン(以下「市のガイドライン」という。)」を策定する。
- ② 校長は、「市のガイドライン」に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- ③ 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)及び活動実績並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- ④ 校長は、上記②の活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ⑤ 南国市教育委員会は、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。
- ⑥ 校長は、各部活動の休養日、活動時間が適切に実施できているかを把握し、南国市教育委員会に報告するとともに、改善が必要な場合は指導を行う。
- ⑦ 南国市教育委員会は、所管する学校において部活動の休養日及び活動時間等についての遵守状況を県教育委員会に報告する(10月、翌年度4月)。

(2)指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、教師だけでなく、部活動指導員¹や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数を設置する。
- ② 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌

や、本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制を構築する。

- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。
- ④ 南国市教育委員会は、部活動顧問や部活動指導員を対象とするスポーツ活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ⑤ 南国市教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、法令や「高知県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(令和2年3月)」²等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑥ 南国市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の制度を効果的に活用し、学校に配置する。また、学校長は教諭等の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等を指定し、年間・月間指導計画の作成、生徒指導、事故発生時の対応等を行わせる。
- ⑦ 南国市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、運動部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰(暴力)やハラスメント(生徒の人格を傷つける言動)は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修³を行う。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1)適切な指導の実施

- ① 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、運動部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- ② 部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からはトレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ③ 部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動能力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2)運動部活動用指導手引の普及・活用

- ① 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は指導手引等を活用して、4(1)に基づく指導を行う。

5 適切な休養日等の設定

- ① 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁴も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日{以下「週末」という。}は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)なお、季節・時期や目標の大会に向けて活動量を増やすことも考えられる。その場合でも平日1日の休養日は必ず設けるとともに、週末を含め年間合計100日以上以上の休養日は設けることとする。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けるようにする。
- 1日の活動時間は、平日では朝練習を含めて長くとも2時間程度、学校の休業日は3時間程度(週11時間程度)とし、ミーティング、準備後始末等はできるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に行う。
- 移動の時間は活動時間には含まない。
- 合同チームについては、平日に遠方の学校と練習を行うことが困難な場合には、土日両日に活動し、平日に2日以上以上の休養日を設定することが可能である。ただし、以下の要件を満たす場合に限る。
 - ・活動時間は週11時間程度とする。
 - ・大会前の期間(1ヶ月半程度)を限定とし、大会後の休養期間の設定や参加する大会等の精査を行う。
 - ・生徒、保護者、部活動顧問等が負担とならないよう配慮する。
- 県内外への遠征や合宿を実施する場合は通常の活動と環境が異なることから、本ガイドラインをもとに生徒の健康安全を第一に行先、日数、日程や活動時間、救急体制や連絡(学校・家庭等)方法、費用など事前に生徒や保護者の理解の上、事前に綿密な計画を立て必ず学校長(場合によっては南国市教育委員会)の許可を得て実施する。

- ② 校長及び部活動顧問等は、部活動における熱中症事故の防止の観点から、気象庁や気象台が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数、日本スポーツ協会の熱中症予防運動指針等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応すること。更に生徒への健康観察をしっかりと行い、活動前、活動中、活動後には、こまめな水分・塩分補給と適切な休憩を取らせ体温調整するなど健康管理を徹底する。また、雷注意報の発令に限らず雷が予見される場合は屋外での活動は中断し待機する。仮に活動中に急遽雷が発生した場合は速やかに安全なところに避難する。

6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- ① 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。
- ② 南国市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定分野の運動部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が学校部活動に参加する等の取組を推進する。
- ③ 校長は、運動・スポーツが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、運動・スポーツに親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

- ④ 南国市教育委員会及び校長は、運動部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

7 地域の関係団体等との関わり

- ① 南国市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツの環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。
- ② 南国市教育委員会は学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については各種保険への加入や学校の負担が増加しないことに配慮しつつ生徒の活動場所が確保できるように学校体育施設開放事業を推進する。
- ③ 南国市教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- ④ 南国市教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の運動部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ団体等と連携して活動する日を増やす。
- ⑤ 南国市教育委員会及び校長は、運動部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。
- ⑥ 南国市教育委員会及び校長は学校と地域や保護者が共に生徒の健全な成長のためのスポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下での様々な取り組みを推進することについて地域や保護者の理解と協力を促す。

8 部活動指導員

(1)現状と取組

公立学校の生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図ることを目的として、高知県では平成30年度から取組を始め、令和5年度には136名(運動部130名、文化部6名)を中学校、高等学校に配置しており、配置人数は毎年増加している状況である。本市においては令和5年度に7名、令和6年度に7名が4中学校の運動部活動にそれぞれに配置されている。

(2)研修

- ① 南国市教育委員会は前記3の(2)④及び⑦のとおり、任用前及び任用後において適宜研修を行うこととしているが、任用前の研修においては、県教育委員会がホームページ等で公開する関係機関の研修動画を活用するなど、配置前の適切な研修となるよう、効率的な実施に努める。
- ② 南国市教育委員会は、任用後の研修について、資質指導力向上に関わる研修として、参集及びオンラインの形態にて毎年実施する。

(3)今後の考え方

- ① 現在、平日・休日の両方を指導する形態が主となっている状況であり、当該部活動顧問のみ負担軽減となっている。そのため、南国市教育委員会は、まずはできる学校から、休日に部活動の指導を希望しない顧問の部活動に部活動指導員を配置するなど、できるだけ多くの教員が休日の部活動に従事することがないような形態に移行するなどの検討を行う。

② 配置に当たっては、担当した部活動の活動経験が無く、指導ができない顧問の代わりや家庭の理由(育児休業を取得予定者、子育て世帯、介護等)により、部活動の指導が困難な顧問の代わりなどの優先順位を付けた調整をすることも考えられる。また、その場合は、地域クラブ関係者等が部活動指導員となるような配置を目指し、地域移行へ繋げていくことも考えられる。

9 その他

○文化部活動において適切な休養日等の設定に関しては、本ガイドラインを原則として適用する。

参考資料Ⅰ

- 1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する」学校の職員(義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用。平成29年4月1日施行)。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。
- 2 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、時間外在校等時間の上限を①1カ月45時間以内、②1年間360時間以内等としている。
- 3 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成29年3月14日付け28ス庁第704号)」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。
- 4 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

参考資料Ⅱ

体罰・ハラスメントの例

○殴る、たたく、蹴る等

○社会通念、医・科学等に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

- ・長い時間にわたる正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩、更衣等の配慮をすることなく活動させる。
- ・武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、失神に至る程絞めたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

○パワーハラスメントにあたる言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

○セクシャルハラスメントにあたる行為や発言を行う。

- ・指導に当たり必要性や適切さを超えて身体接触を行う。
- ・身体や容姿に関わることや人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)発言を行う。

○特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。